

2025 年 7 月 23 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ブ イ キ ュ ー ブ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 間 下 直 晃
(コード番号：3681 東証プライム)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 山 本 一 輝
(TEL. 03-6625-5011)

当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、下記のとおり訴訟を提起されましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟が提起された日

- (1) 訴訟提起日 2025 年 6 月 26 日
- (2) 訴訟受領日 2025 年 7 月 22 日

2. 訴訟を提起した者の概要

- (1) 名称 テクノホライゾン株式会社
- (2) 所在地 愛知県名古屋市南区千竈通二丁目 13 番地 1
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役社長 野村 拓伸

3. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

当社は、2024 年 5 月 24 日に開示いたしました「(開示事項の経過) プロフェッショナルワーク事業(緊急対策、フィールドワーク)の事業譲渡契約締結に関するお知らせ」の通り、原告のテクノホライゾン株式会社へプロフェッショナルワーク事業を譲渡いたしました。

原告は当社が譲渡したソフトウェア資産等に不具合があり、事業譲渡後も不具合が解消せず最終的にシステム開発を中止せざるを得なくなったことに対して、事業譲渡前の不具合への対応は当社の責任であり、それらの不具合を事業譲渡前に説明していなかったとして、今般、当社に対し訴訟を提起したものであります。

4. 当社の見解

当社はこれまで、譲渡プロセスの初期段階より誠実かつ真摯に協議を重ね、十分な合意形成を経て契約を締結いたしました。その後も、契約上の義務を誠実に履行し、契約から逸脱する行為は一切ない認識のもと、原告との間では必要に応じて協議を継続してまいりました。しかしながら、原告の主張には、事実関係および契約解釈において著しい齟齬が認められ、法的根拠にも乏しいものと判断しております。当社としては、本件請求は到底受け入れられるものではなく、今後、適切な法的手続を通じて、当社の正当性を明らかにしてまいります。

5. 訴訟内容

- (1) 訴えの内容
損害賠償請求
- (2) 訴訟の目的の価額
613,600,548 円及び損害遅延金

6. 今後の見通し

当社は、本件につきまして、引き続き事実関係を丁寧に確認しつつ、裁判所の手続に則り、適切かつ真摯に対応してまいります。なお、現時点において、本訴訟が当社の業績に与える影響は軽微であると判断しておりますが、今後、新たに開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上